

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月5日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(高等部知的障害学級の学区)			(高等部知的障害学級の学区)		
第2条 学校条例別表第3に掲げる特別支援学校の高等部知的障害学級（高等部に置く知的障害の職業学級、普通学級及び重複障害学級をいう。以下同じ。）の学区は、別表のとおりとする。 2・3 (略)			第2条 学校条例別表第4に掲げる特別支援学校の高等部知的障害学級（高等部に置く知的障害の職業学級、普通学級及び重複障害学級をいう。以下同じ。）の学区は、別表のとおりとする。 2・3 (略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級
(略)			(略)		
高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別支援学校白嶺分校 新潟県立上越特別支援学校有恒学舎	高田学区	(略)	(略) 新潟県立高田特別支援学校白嶺分校

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。